

合法伐採木材等の流通及び 利用に係る検討会

(一社)日本家具産業振興会



一般社団法人

「日本家具産業振興会」 沿革と理念

【沿革】

- ◆ 1957年 : 日本輸出家具協会発足
- ◆ 1964年 : 全国家具工業連合会発足
- ◆ 2010年 : 両会が合併し、日本家具産業振興会を発足。
家具の全国組織団体です。
会員数：現在49の企業と団体が会員です。

【理念】

- 持続的な家具産業の発展を通じて、広く人々の文化的な住生活の向上を図るとともに、これに携わる人々の地位向上に役立つことに努めます。
- 安全、安心、環境に配慮した家具を社会に提供してわが国の家具への信頼を高め、国際的産業としての評価の確立を目指します。

■クリーンウッド法 現状

登録事業者になっているのは、4~5社と思われる。

・登録するメリットがない。必要性がない。

合法証明は、合法木材取扱事業者の認定を受けていれば可能。

CW法の登録事業者であることを求められる場面がない。

・手間がかかる。費用が掛かる。

登録事業者申請のための書類は、種類が多い。

購入品、出荷品すべてのCW法適応状況を把握する必要がある。

登録時の費用、継続時の費用が必要。

◎合法木材取扱事業者の認定を取っていれば、困らない。

余分な費用も発生しない。

・合法木材取扱事業者と木材関連登録事業者の差別化、一本化。

・必要性、意義の再確認、見直し、啓蒙等が必要。

■クリーンウッド法 合法性の証明

国内の仕入先

- ・仕入先素材メーカー、卸業者に数社、登録事業者がいる。
- ・他の事業者は、合法木材取扱事業者認定で証明書を出している。
- ・グリーン購入法以降、合法性についての理解は進んでいる。

・直接輸入する第1種木材関連事業者の対応が、それ以降の流通の負担を決めるため、国内窓口の啓蒙が必要。

海外の仕入先

- ・ヨーロッパ、北米の材料(挽板)は、証明書の入手ができる。
(COCや、アメリカ広葉樹輸出協会の証明書は有効)
- ・加工部品の証明は、困難。材料の種類毎に確認できるか？

- ・証明方法の具体的な方法、制度、判断基準が必要
- ・DDSの説明では、合法的に伐採された証明書類の事例があるが、入手は困難。
- ・加工材の種類や購入先(国等)によって対応が異なるのではないか？
- ・輸入書類に合法性について記載を義務づける等の対応はできないか。

■クリーンウッド法 家具

・椅子、机、棚、収納用什器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームが家具の対象物品

・同じ木材料、同じ工程で製造されていても、対象にならない。

・MDF、P.B.は、木材として扱わない。木材ではない。
・木材の重量が50%未満のものは、CW法の対象家具としない。

・MDF、P.B.を多用したものは、対象にならない。
・外観が共通でも、材料によって判断が分かれる。

・家具以外の機能を付加されたものは、家具の定義から外れる。

・外観、材料等家具と変わらないものが、対象にならない。

・法律の趣旨からすれば、除外規定は、外していくべき。
・木材料を取り扱う事業者は、共通の責任を負うべき。

■クリーンウッド法 要望

クリーンウッド法
木材関連事業者
DDSによる合法証明



グリーン購入法
合法木材取扱事業者
林野庁ガイドライン

家具は、どちらの法律でも対象物品になってる

- ・合法性の証明方法手順、部材の考え方等微妙な違いを揃える。
- ・一本化や部分的な取り込み等利用、判断しやすい整備を。
- ・除外規定をなくして、共通に責任を負う。
- ・国内家具市場では輸入家具の取扱量が、圧倒的に多いが、その合法性は、なかなか見えてこない。製造者、販売者、消費者にもメリットのある内容に出来ないか。
- ・SDGs、温暖化対策等、木材や森林に関係した話題は、多いが、木材関連事業者とのつながりが見えない。効果的なアピール、打ち出しが必要ではないか。